

重要事項確認書兼同意書

チェック欄	重要事項
◆申込み全般	
<input type="checkbox"/>	1 申込みの内容が事実と異なる場合、申込みや内定を取り消す場合があります。
<input type="checkbox"/>	2 「支給認定」は保育の必要性の有無を判定するもので、保育施設への入所をお約束するものではありません。
<input type="checkbox"/>	3 4月(一次)転所を希望された方は、転所が内定した場合、内定を辞退して転所前の保育施設に通うことはできません。
<input type="checkbox"/>	4 入所できなかった場合の通知は、希望する最初の月の一度だけです。
<input type="checkbox"/>	5 延長保育は、入所(転所)内定後に別にお申込みが必要です。延長保育にも定員があるため、希望者全員が利用できるとは限りません。
<input type="checkbox"/>	6 保育園では専門的、個別の訓練や医療行為(治療等)は原則行っていません。お子様に持病や障害がある場合は、「集団保育が可能であること」が明記された医師の診断書が必要です。また、保育園の施設・環境はそれぞれ異なるため、お申込みされる前にお子様を連れて保育園に見学に行き、お子様の状況について園にご相談ください。
◆申込みに必要な書類(提出された書類は返却できません)	
<input type="checkbox"/>	7 選考は、申込締切日までに到着している書類のみで行われます。締切日を過ぎて到着した書類は、次回の選考から反映されません。
<input type="checkbox"/>	8 各証明書類は、証明日が3か月以内のものが有効です。在園児がいる等で既に提出している場合も、直近の状況確認のために再度提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	9 認可保育施設利用申込み後、家庭状況に変更があった場合は、必ずご連絡ください。追加提出が必要な書類をお知らせします。
<input type="checkbox"/>	10 認可保育施設利用申込み後、育児休業を延長した場合は、必ず育児休業証明書を提出してください。提出がない場合、調整指数は適用されません。
<input type="checkbox"/>	11 お子様、または同居親族(保護者含む)が障害者手帳等をお持ちの場合は手帳等のコピーを提出してください。
<input type="checkbox"/>	12 ひとり親家庭等に該当する方は、保護者の「不存在」を証明する書類が必要です。提出がない場合は不存在として扱われず、ひとり親家庭の調整指数も適用されません。なお、親族等が同居、または近隣に居住している場合は別途、必要な書類があります(「保育施設利用申込みのご案内」の7～8ページ参照)。
<input type="checkbox"/>	13 申込児童を認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けている方は、保育施設受託証明書を提出してください。提出がない場合、調整指数は適用されません。
<input type="checkbox"/>	14 親族に限らず、19歳～64歳(平成30年4月1日時点の年齢)の方と同居している場合は、当該同居者が申込児童を保育できないことがわかる書類を提出してください(「保育施設利用申込みのご案内」8ページ参照)。提出がない場合、調整指数が適用され減点となります。
◆希望施設の確認	
<input type="checkbox"/>	15 江東橋保育園分園、横川さくら保育園立花分園、保育ママ及び小規模保育所(キャリア保育園東向島は除く)では、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。
<input type="checkbox"/>	16 横川さくら保育園、保育ママ及び小規模保育所は0～2歳児の、横川さくら保育園立花分園は1～2歳児の保育施設です。3歳クラスから他の保育園へ転園申込みが必要となります。わらべみどり保育園向島分園は0～3歳児の保育園です。4歳クラスから他の保育園へ転園申込みが必要です。いずれも卒園時の選考の際は調整指数の加算がありますが、必ずしも希望園に転園できるとは限りません。
◆入所後の書類提出(提出が無い場合は退所になります)	
<input type="checkbox"/>	17 育児休業中の方は、お子様が入所した月の翌月1日までに職場に復帰し、復帰後すみやかに復職証明書を提出してください。提出されない場合は、退園になる可能性があります。
<input type="checkbox"/>	18 就労内定の方は、入所後、1か月以内に、求職中の方は、入所後、3か月以内に働き始め在職証明書(就労状況申告書)を提出してください。提出されない場合は、退園になる可能性があります。
◆保育料関係	
<input type="checkbox"/>	19 保育料(利用者負担額)は、前期(4～8月分)と後期(9～3月分)の2回決定されます。
<input type="checkbox"/>	20 保育料(利用者負担額)は、平成29年度及び30年度の住民税課税額で決定します。住民税課税額が確認できない場合は、D23階層で決定されます。住民税の申告がお済みでない方は、すみやかに申告を行ってください。
<input type="checkbox"/>	21 保育料(利用者負担額)は、毎月末日が納期限です。保育料の滞納がある場合、保育園を通じて督促状や催告書を配付する場合があります。また、滞納があると入所選考の際、不利になる場合があります。
<input type="checkbox"/>	22 標準時間保育認定の保育料(利用者負担額)は、平成30年度まで段階的に改定します。
<input type="checkbox"/>	23 婚姻歴のないひとり親家庭の方は保育料が減額になる場合がありますので、子ども施設課入園係までご相談ください。

上記重要事項について確認、同意しました。

年 月 日 保護者氏名(自署)